

議案第76号

二宮町児童遊園地条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月3日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町公園統廃合計画に伴い、令和2年度をもって廃止する児童遊園地があるため、本条例に必要な改正を行うために提案する。

二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例

二宮町児童遊園地条例（昭和39年二宮町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表百合が丘1丁目東遊園地の項、中里西第3遊園地の項、中里西第4遊園地の項、中里北遊園地の項、北新道遊園地の項、北新道西游園地の項、妙見遊園地の項及び富士見が丘一丁目第4遊園地の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第76号) 二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
(設置、名称及び位置) 第2条 本町は、児童の健全な発育と安全を確保するため遊園地を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。		(設置、名称及び位置) 第2条 本町は、児童の健全な発育と安全を確保するため遊園地を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
こぼと遊園地	二宮町百合が丘1丁目18番地の1	こぼと遊園地	二宮町百合が丘1丁目18番地の1
中里第1遊園地	二宮町中里693番地	百合が丘1丁目東遊園地	二宮町百合が丘1丁目101番地の1
(略)		中里第1遊園地	二宮町中里693番地
中里西第2遊園地	二宮町中里二丁目1,404番地の54	(略)	
中里軒吉遊園地	二宮町中里1,467番地の6	中里西第2遊園地	二宮町中里二丁目1,404番地の54
中里北第2遊園地	二宮町中里二丁目1,612番地の7	中里西第3遊園地	二宮町中里二丁目1,404番地の98
(略)		中里西第4遊園地	二宮町中里二丁目1,573番地の58
元町北遊園地	二宮町二宮1,474番地	中里軒吉遊園地	二宮町中里1,467番地の6
勝負前遊園地	二宮町二宮935番地の6	中里北遊園地	二宮町中里919番地の25
(略)		中里北第2遊園地	二宮町中里二丁目1,612番地の7
富士見が丘一丁目第3遊園地	二宮町富士見が丘一丁目2,209番地の38	(略)	
富士見が丘二丁目第1遊園地	二宮町富士見が丘二丁目1,939番地の11	元町北遊園地	二宮町二宮1,474番地
(略)		北新道遊園地	二宮町二宮1,452番地の20

改正後	改正前	
	北新道西遊園地	二宮町二宮1, 330番地の12
	妙見遊園地	二宮町二宮1, 508番地
	勝負前遊園地	二宮町二宮935番地の6
	(略)	
	富士見が丘一丁目第3遊園地	二宮町富士見が丘一丁目2, 209番地の38
	富士見が丘一丁目第4遊園地	二宮町富士見が丘一丁目2, 082番地の48
	富士見が丘二丁目第1遊園地	二宮町富士見が丘二丁目1, 939番地の11
	(略)	